

## ひなたGAP認証制度実施要領

平成29年8月1日

農政水産部農業連携推進課

### (目的)

第1条 この要領は、ひなたGAP認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、認証制度の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

### (認証申請者の要件)

第2条 要綱第16条第1項の規定により認証を取り消され、その取消しから1年を経過しない生産者は、要綱第5条の認証申請を行えないものとする。

### (認証申請等)

第3条 要綱第5条の規定により認証の申請をしようとする生産者は、住所又は事務所所在地を管轄する西臼杵支庁長又は農林振興局長（以下「支庁・振興局長」という。）に、別記様式第1号及び関係書類を提出するものとする。

2 支庁・振興局長は、必要書類が整っていることを確認した上で申請を受理し、知事に進達する。

### (認証基準適合の審査)

第4条 知事は、前条の規定により提出された申請について、次に定めるところにより認証基準適合の適否を審査するものとする。

(1) 知事は、現地審査の実施について、現地審査を実施する日の14日前までに別記様式第2号により申請者に通知する。

(2) 現地審査員は、団体を審査する場合にあつては、団体事務局及び団体に所属する生産者数の平方根以上（小数点切り上げ）を満たす数の生産者をサンプリングし審査するものとする。

(3) 現地審査は、現地審査員及び現地審査補助員が申請に係る農林産物の農場（ほ場及びそれに附帯する施設、集出荷施設等を含む。）において目視、聞き取り及び計測など適切な方法で実施する。

(4) 現地審査員は、現地審査において認証基準に適合していない事項があつた場合は、現地審査終了後7日以内に、別記様式第3号により指摘事項の改善を指示する。

(5) 指摘事項の改善の指示を受けて改善を行った申請者は、改善の指示を受けた日から30日以内に、別記様式第4号により改善を終了した旨を現地審査員に報告する。

(6) 現地審査員は、前号の規定による改善報告書の提出を受けた場合は、その内容について審査する。その場合において、必要があるときは、現地において再度審査することができるものとする。

2 知事は、現地審査により認証基準を満たしていることを確認した場合又は指摘した事項

の改善が講じられたことを確認した場合は、認証判定審査会の審査に付するものとする。

(認証判定審査会)

第5条 認証判定審査会は、5月、8月、11月及び2月の年4回開催するものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、臨時に開催することができるものとする。

2 知事は、原則として認証判定審査会の開催の30日前までに認証基準に適合していることを確認したものについて、審査に付するものとする。

(認証の可否の決定等)

第6条 知事は、認証判定審査会での審査を経て認証の可否を決定したときは、別記様式第5号により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により認証する旨の通知をするときは、別記様式第6号の認証書を交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 知事は、要綱第16条第1項の規定により認証を取り消す場合は、別記様式第7号により通知するものとする。

(認証書の保管)

第8条 認証取得者は、認証書を適切に保管するとともに、認証書を紛失又は破損したときは、遅延なく知事に届け出て、認証書の再交付を受けるものとする。

(認証内容の変更届)

第9条 認証取得者は、要綱第12条の規定により認証内容の変更の届出をする場合は、別記様式第8号を支庁・振興局長に提出するものとする。

2 支庁・振興局長は、必要書類が整っていることを確認した上で申請を受理し、知事に進達する。

3 知事は、要綱第12条第2号及び第3号の規定による変更の届出があった場合は、必要に応じて認証基準適合の確認を行うものとする。

4 知事は、認証書記載事項に変更が生じた場合は、認証書を再交付するものとする。

(認証の更新申請における準用)

第10条 第3条から第6条までの規定は、要綱第13条の規定による認証の更新申請があった場合において準用する。

(維持審査)

第11条 要綱第11条の規定による維持審査は、次に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 維持審査は、認証の日から起算して6か月後から18か月後の間に実施するものとする。
- (2) 維持審査の実施については、現地審査を実施する日の14日前までに認証取得者に通知するものとする。
- (3) 維持審査は、認証に係る農林産物の生産出荷、流通、販売期間中等の適切な時期に、現地において目視、聞き取り及び計測など適切な方法で行うものとする。
- (4) 維持審査において、認証基準に適合していない項目があった場合は改善を指示するとともに、改善されたことを確認するものとする。

(書類の保存期間)

第12条 知事は、申請案件ごとに次に掲げる事項を整理し、申請書類を5年間保存するものとする。

- (1) 認証申請の受付年月日
- (2) 認証申請品目
- (3) 申請者の氏名及び住所（団体にあつては、名称及び所在地）
- (4) 現地審査年月日
- (5) 認証判定審査会の開催日及び判定に従事した者の氏名

(秘密保持義務等)

第13条 書類審査や現地調査等に従事した者は、認証の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のためにこれを使用してはならない。

(認証取得者の情報の公表)

第14条 要綱第14条の規定により公表する認証取得者に関する情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 認証登録番号
- (2) 認証年月日
- (3) 認証品目名
- (4) 認証取得者の氏名及び住所（団体にあつては、名称及び所在地）

2 要綱第14条の規定により公表する認証を取り消した認証取得者に関する情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 認証を取り消した年月日
- (2) 認証取消品目名
- (3) 取り消した認証取得者の氏名及び住所（団体にあつては、名称及び所在地）
- (4) 取消理由

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか認証制度の実施に関する必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行する。